

平成31年

みなかみ町農業委員会総会議事録

開催日時 平成31年4月19日（金曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会総会会議議事録

- 1 開催日時 平成31年4月19日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄 3番委員 内 海 博 光
4番委員 高 橋 公 利 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 哲 次
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 本 多 偉 男
13番委員 本 多 通 治 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
19番委員 高 橋 久 美 子
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事録署名委員
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 星 野 敏 雄
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 鈴木 伸 史 書記 本 間 泉 書記 小 林 紀 之
- 7 会議に附した事件
議案第1号 農業委員会長の互選について
議案第2号 議席の決定について
議案第3号 農業委員会長職務代理者の互選について
議案第4号 みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱について

協議事項

- (1) 農地法申請事案等調査地区担当について
- (2) 農地部会、農政部会の会長について
- (3) その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会事務局長鈴木伸史開会を宣す。

開 会
頭 末

仮議長 吉野拓夫委員仮議長となり、議事に入る。
議案第1号農業委員会長の互選についてを議題といたします。
会長の互選方法には投票と推薦の方法がありますが、どちらがよろしいか、お諮りいたします。

- はい。
- 7番委員 7番、今井です。
推薦のほうでいいんじゃないかと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 仮議長 推薦のほうがいよという意見がありましたがい、よろしいでしようか。
(「異議なし」の声)
ご異議なしということい、会長の互選は推薦により行うことと決定いたします。
推薦者の提案を行う方は、挙手により発言をお願ひいたします。
今井委員。
- 7番委員 7番、今井です。
私は、新治の森下さんを推薦したいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- 仮議長 ただいま森下一郎委員を推薦するというご意見がありましたがい、そのほかの案をお持ちの方はいらっしやいますか。
ほかに推薦がありませんので、森下さんに決定することに異議はないでしようか。
(「異議なし」の声)
異議なしの声がありましたので、森下一郎委員に決定させていただきます。
- 事務局 ありがとうございます。
ここで、先ほどの任命式のときはなかつたので、10分間の休憩をさせていただきます。次の議事の再開については、農業委員会長が決まりましたので、議長にお願ひさせていただきますたいと思ひます。ご協力、ありがとうございます。
それでは、10時半からまた進めさせていただきます。
それでは再開いたします。森下会長よりあいさつをいただきます。
- 11番委員 推薦をいただきまして、余り私は適任じゃないかなと思ひんですけれども、とりあえず推薦されて就任したからには、3カ年間ですけれども、できるだけことはやりたいと思ひます。本来はもうちょっと、私もまだ今回2期目ですので、通算すると3期目、4期目とか、そういう先輩方がいらっしやいますので、そういった方のお知恵を拝借しながら何とか3カ年間、大役を無事終了できますように皆様のご協力をお願ひいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局 ありがとうございます。
引き続き、会長には議事進行をお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。
- 議長 では、これから引き続きまして議事を進めてまいります。

それでは、私も着座のまま議事を進行することをお許しいただきたいと思
います。

それでは、議案第2号議席の決定についてを議題といたします。

ただいまの議席については、月夜野、水上、新治の行政区順に着席をお願い
し、とりあえず仮の議席番号として1番から19番までつけてお座りをいただ
いているところなんです、この席順を議席とすることでよろしいかどうか、
お諮りをいたします。

特に異議なければ、この番号をもって議席とさせていただきますが、よろし
いですか。

(「異議なし」の声)

では、そのように決定をさせていただきます。

続きまして、議席も決まりましたので、議事録署名委員の指名を議長のほう
からいたします。今回の指名につきましては、恒例に従いまして議席の若い番
号順に指名をさせていただきます。

それでは、1番の榊淵武重委員、それから2番、星野敏雄委員、以上2名、
本議会の署名をよろしくお願いたします。

続きまして、議案第3号なんです、農業委員会長職務代理者の互選につ
いてを議題といたします。

まず、互選については、先ほども言ったとおり、推薦、選挙、2通りの方法
がありますが、私が新治地区から推薦をされておりますので、これまでの慣例
ですと、月夜野地区、水上地区より各1名の方を推薦いただくということにし
たいと思うんですが、よろしゅうございますか。

はい。

8番委員

8番、吉野です。

職務代理者の互選について、一言皆様にお話ししたいと思ます。

私、今度で4期目なんです、今までどおり、今、議長様がお話されたとお
り、会長を除いた各地域から1人ということで職務代理者を出していたわけ
であります、何分にも今、水上地区が2人です。この際、前回にちょっとお話
したんですが、そういった地域割を一旦取り外していただきまして、この全
体の中から委員の方を職務代理ということで選任していただければというふう
に思っております。皆様、よろしくお願いたします。

どうしても2人というのは負担がかかるといいますか、無理にと言われれば
やはりしようがないことなんです、できるならばほかの地域から職務代理を
お願したいと、そういうことでございます。よろしくお願いたします。

議 長

ただいま吉野委員のほうから、地区別だとちょっと特定の人が長くやる
水上地区というのを外してというご意見が出ましたけれども、これについて何
か。

はい。

7番委員

7番、今井です。

今までの慣例というか、そういったあれの中で、今、合併になった直後のこ
とを言うわけじゃないんですけれども、やはりその地域に1名ぐらいは役員の方
がいてもいいんじゃないかと私は思います。よろしくお願いたします。

- 議長 今、今井委員のほうからそういった発言が、ほかの方のご意見は。
特に出ませんので、吉野委員のほうからは地区の枠を外したらという意見、それから今井委員のほうからは、今までの慣例に従って地区割、各旧3町村とした中での地区の代表という部分もあるので、そういった中で、慣例どおり地区割で推薦を行ったらという2通りの意見が出されております。
どちらにいても、結局は多数決によってどちらにしましょうかとするしかありませんので、多数決によってどちらの推薦方法をやるかというのをお諮りしたいと思うんですけども、よろしゅうございますか。
（「はい」の声）
それでは、お諮りをいたします。
地区別の推薦枠というのを撤廃して、公平な立場で全委員の中から職務代理人2名を選出するという形に賛成の方の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
今までどおり、水上、月夜野、各地区ごとに推薦をするというふうな、そっちの推薦方法に賛成の方の挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）
- 14番委員 わかんないから手を挙げようがないよ。
- 事務局 もう一度よろしいですか。もう一度挙手をお願いします。
- 1番委員 事務局、原澤さんがそういう質問をされて、今までのことをわかんない人もあるんだから、初めての方たちはやっぱりそっちの人があれあの人はこうこうと。
- 14番委員 そういうことじゃないですか、森下さん、議長さん。議長席だからこういうことはちゃんとやんなくちゃ、筋を通さなきゃ。だてにだて席についたわけじゃないでしょう、会長職に。
- 1番委員 ひとつ事務局からちゃんと説明して、それで納得してもらってからこういうことを決めて。
- 議長 申しわけありません。それじゃ、今までの経緯について事務局のほうから説明をさせます。
- 事務局 事務局の小林です。
私も、事務局を担当させていただいて3年目ということで、以前にも、9年前も事務局をさせていただいたんですけども、市町村が合併して、3つの農業委員会が1つになってみなかみ町農業委員会となったところで、そのとき話し合いの中で、会長が選ばれて、最初は新治地区の方が農業委員さんの会長となりました。そのとき委員さんの中では、合併して間もないので、残りの2つの職務代理のところは、旧の会長を除く月夜野と水上というようなところから選んだらどうかという案で職務代理が2名選ばれました。その流れで今日まで、前回まで来ているということでございます。それが慣例というふうなこと

で、森下会長が今言われたことです。

それに対して吉野委員は、人数的なところを比べて、水上地区では今現在、委員さんが2名しかいないので、そういったところで1人ずつ出すのは負担であるというようなご意見だったかというふうに思います。それに対して、旧で出すのではなくて、新たに全体の中で職務代理を選んではどうかということが吉野委員の意見だったというふうに思います。

なので、慣例に沿っていくのか、今までどおりやるのか、新たな枠組みの中で職務代理を選ぶのか、そういうことというふうに思っております。よろしくをお願いします。

14番委員 それは今わかったんだけど、俺らは初めてなんだけれども、職務代理とはどういう立場でどういう仕事をする立場の人なの、それをはっきりして。

事務局 職務代理の職務といたしましては、会長が何かあったときには、かわりとして実際農業委員会を運営するというような形になっております。

14番委員 それじゃ、もし森下さんの体の具合が悪くて入院か何かした場合は会長職を代行する、そういう意味のことをいっているの。

事務局 そうということです。そのとおりでございます。

1番委員 もう一つ、合併のときには40人とか、かなりの人数がおったわけで、それがあったから吉野さんが言っているような形がそのところを説明していただかないと、合併時の。で、今後はこういうふうにやって。
できないようになってしまったからこういう結果になったと。

事務局 補足させてもらいますと、合併時には、旧農業委員会法に基づきまして一時40名近く委員さんがおられました。その中で会長、職務代理を選んでいただいたということなんですが、ちょうど3年前です。平成28年に農業委員会法の法律が改正になりまして、今まで農業委員会には農業委員さんしかいませんでしたが、今度は、先ほちょっと議題にもあったんですけども、農地利用最適化推進委員というような新たな組織、農業委員会の中の一組織なんですけれども、そういった大幅に仕組みがかわりました。

今現在、みなかみ町では、農業委員さんの定数としますと19名というような形で皆さんに今日お集まりいただいているような状況でございます。人数的なところも、合併した当時と人数で比べれば半分以下というようなことに今なっております。そういったところもちょっと補足させていただければというふうに思います。

議長 ただいま事務局のほうから説明をいただいた内容でご理解をいただけたでしょうか。

それでは、そういった今までの経過について、事務局から説明をいただいた経緯をご了解いただいたということで、改めて挙手によりどちらの方法をとるか採決したいと思います。

従来どおり、旧町村のブロックから推薦者を決定するという方法に賛成の方

は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手) 6名

新たに全体の委員の中から2名を推薦、これに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手) 10名

それでは、今までの旧町村のブロックからの推薦を廃止して、新たに全委員の中から2名を推薦するという形で今回は決めていきたいと思います。

そうすれば、この場でどなたか推薦される委員が決まっている方がいましたら、手を挙げて発言をお願いいたします。

特になければ、暫時休憩をして、その間に旧3町村に分かれていただいて、推薦者の方の……

1番委員 それじゃ意味がない。

議 長 ちょっと聞いてください。

それでは、ここで今どなたを推薦しますかと私が発言したらどの委員さんも誰々さんをとという意見がないので、旧町村で集まっていたいて、全体の委員の中からどなたとどなたを、2名推薦者を、他地区の方で構いませんので推薦していただいて、休憩の後その結果を報告いただいて、2名でも多分3ブロックに分かれたら最大ですと6名出ますから、その6名について投票数の多い方を職務代理人として決めたいと思うんですが、そういった方法をお諮り……

1番委員 それは推薦になるか、それとももう職務代理を兼ねる人を選ぶのか、職務代理を選ぶ人を、推薦会を調べるのか、どっちなのか。状況がわからん。

議 長 どうぞ。

18番委員 高宮です。その方法として、新しくなった方は余計いろいろわからないので、農業団体の推薦者とか、そういうのもあると思いますし、事務局と会長のほうで推薦者を選んでいただきたい。それで、皆さんにはそれでいいかというふうな方向でいいんじゃないでしょうか。地区に分かれて推薦というよりも、会長と事務局のほうにお任せして。

議 長 ただいま高宮委員のほうから、会長と事務局で農業委員さんの推薦書等を勘案しながら、推薦者をお諮りして皆さんの承認をいただくという意見が出されました。

ほかに意見が。

阿部委員。

10番委員 10番の阿部ですけれども、今の意見に賛成です。私は初めてなんですけれども、どの方がどういうということが全然わかりませんので、会長さん、事務局の方はご存じだと思いますので、そこから推薦いただけるのが一番いいかと思っています。

議 長 ほかに。

- 3番委員 3番、内海です。
同じ意見です。初めてなので情報がなさ過ぎて、どなたを推薦するというの
は全然方向づけができないので、よろしくお願いします。
- 議長 ほかに意見はないですか。
(「なし」の声)
そうすれば、これから、じゃ、そういった形で事務局と私と含めてやってみ
ます。経歴、あるいは農業委員の活動、農業委員以外の活動経歴等を推薦書等
で確認をさせていただいて、適任者を……。
(発言する者あり)
それを選任するために暫時休憩させていただきます。10分ほど。
事務局と議長のほうで推薦者を資料等を参考に決定をなささいというご意見
をいただきましたので、ただいま事務局を交えまして通算の期数等、いろいろ
農業経営とか、そういったあれを勘案して、事務局と相談した結果、職務代理
者として2番の星野敏雄さん、それから17番の内海美津江さんをお願いした
いということで決定をいたしましたので。
- 2番委員 お断りします。
- 議長 先ほど推薦を議長と事務局に一任をされたので、これをお断りしますという
形で断られちゃうと議事がとまっちゃってこの先全然進まなくなっちゃうんで
すが、了承いただくということでお願いします。よろしいでしょうか。
(「はい」の声)
そうすれば、職務代理人として、2番、星野敏雄委員、それから17番、内
海美津江委員に決定をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、ただいま職務代理に決定をした2番の星野敏雄委員、それから1
7番、内海美津江委員、前のほうへお願いいたします。すみません。前のほう
へお願いいたします。それじゃないと前へ議事が全然進まないんで、不慣れな
議事進行で申しわけないんですけれども、皆さんの意見に従って議決されたこ
とですので、ご了承をお願いいたします。着席ください。
それでは、お二方にご了承いただけましたので、職務代理人として一言ご挨拶
を願います。
- 2番委員 本来職務代理をする頭はないんですけれども、私は会社をよしてから農業を
専門にやっています。大した量じゃないですけども、主でやっていますので、
会長と同じような形で職務が一緒にできるかどうか、その辺はちょっとわかり
ませんので、欠席する場合があります。その辺は了解していただいて、委員さ
んと同じような形でできるんだとすればやむを得ないかなというふうに考えて
おります。よろしくお願いいたします。
- 17番委員 40年ほど前に縁故のないこの土地へ嫁に来て、子供たちも嫁さんをもらっ
たり、後継者としてうちへ入ってくれたり、孫もできておばあさんと呼ばれる
年になっても、近所の人からまだ内海さんちの嫁御のことかいと言われるよう
なありさまですけれども、まだまだみなかみのこともよくわからない部分が本

当に多くて至らない点が多いと思いますけれども、議事の進行に支障があるようなので、皆様にご協力をいただいて務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、議事を進めます。

議案第4号みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局よりお願いいたします。

事務局

お手元の資料の後ろから2枚目に、議案第4号みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱について、名簿がございます。

みなかみ町農地利用最適化推進委員の委嘱については、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地利用最適化推進委員さんを委嘱することになっております。農業委員会は、推進委員さんを委嘱するときは、あらかじめ区域を定め、農業者等から候補者の推薦を求めるとともに希望者を募集し、その結果を公表及び尊重することとなっております。

推進委員さんにおきましては、今見ていただいております別紙名簿のとおり、25名の方でございます。何とぞご協議、よろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局のほうから説明をいただきました。

議案第4号みなかみ町農地利用最適化推進委員については、名簿に記載されております25名の方をお願いをしたいと思いますのですが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、議案第4号、農地利用最適化推進委員の委嘱については、名簿のとおり、この25名の方をお願いをしたいと思います。よろしくお願いをいたします。今決定をいただいた方25名については、委嘱式を4月26日に予定しております。

以上で、本日お諮りする議案第1号から第4号まで全て終わりましたので、以上で議事は全て終了させていただきます。長時間にわたり、ご審議、ご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

続きまして、協議事項に入ります。

初めに、農地法申請事案等の各委員さんの担当地区について協議を行いたいと思うんですが、事務局に案がございますので、ご説明をお願いします。

事務局

お手元の資料の最終ページをごらんください。

6、協議事項(1)といたしまして、農地法申請事案等調査地区担当(案)でございます。

農地法に従って許可しようとする事案が出た場合、こちらの担当者の方が当該地区、担当地区の発生事案について調査いただくことになります。今後、研修で手順・内容をご説明できるかと思っておりますが、担当地区をご確認いただき、協議いただければと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局より、農地法の申請事案が発生した場合の各委員さんの担当

地区について説明があったとおりに決定をさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

では、異議なしと認め、担当地区については、このとおり決定させていただきます。

続きまして、部会の会長についてお諮りしたいんですが、農業委員会には農地部会と農政部会という2つの部会がございます。各委員は両方の部会に所属をしていただいて、各種許可条項をお願いをさせていただいておりますが、農地部会の農業振興地域整備促進協議会の会長と、それから認定農業者を審議する農政部会の認定審査会の会長につきましては、職務代理にそれぞれ部会をお願いをしたいということをお諮りしたいんですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

そうすれば、農政部会と農地部会については、職務代理の方をお願いするというふうに決定をさせていただきます。

ここについては、また会長のほうからこちらへお願いをすることとさせていただきますが、農業振興地域整備の促進協議会のほうにつきましては星野職務代理、それから農業経営改善計画認定審査会の会長につきましては、内海会長職務代理者をお願いをするというふうにお諮りをしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

そうすれば、そのように決定をさせていただきます。

15番委員 農地部会が星野さんですか。ここに書いてある言葉で言ってくれないとよくわかんない。

議長 農地部会とは要するに、はっきり言うと農振地区の除外のほうの担当が……

15番委員 いや、それを見てもわからないと言っているんですよ。ここに書いてある言葉で言ってくれないと、字で。

14番委員 だから、農地部会は誰という。

15番委員 そう言えばいいんです、単純に。

14番委員 その辺がよくどっちだかわからない。

1番委員 審議会とかじゃなく、農地部会はどっちなんだ、農政部会は誰だということではちゃんと、今の説明では全然わからんよ。

議長 すみません。それについて、部会の説明だけ事務局からさせます。よろしくお願ひします。

事務局 私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

まず、農地部会のほうですが、主に年1回、農振除外という手続があります。これは、一応みなかみ町の町長の計画に基づいて決定をされているんですが、審査会というのを設けさせていただきまして、ここにいらっしゃる皆さん、農

業委員さんを審査会のメンバーにさせてもらって、農振の除外の申請が出たならば現地を確認していただいたり、そういった中で意見を求めさせていただきまします。その際の座長、議長を、先ほど言った農地部会の部会長として議事進行をしていただく、それが主な職務となります。

一方、農政部会のほうにつきましては、いわゆる認定農業者という制度がありまして、これは適宜再認定、更新時期がありますので、毎月あるかということでもないときもあります。あったならば、主に総会の後に審査会を開かせていただきます。その中で、これも町長が認定するという行為でございますが、農業委員会に認定するか否かというようなところのご意見をいただきたいというふうに思っています。そういったところで、農政部会の会長にやはり議長となっていて議事進行をお願いするような形となります。

主にはこの2点というようなところでございます。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明をいただきましたが、農地部会のほうを星野委員、それから農政部会のほうを内海委員をお願いすることに決定をしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

じゃ、すみません、お二方、よろしく願いをいたします。

以上でお諮りする内容については全てお諮りをしたわけで、この際、委員の皆様で何かご意見がありましたら。

10番委員

10番の阿部なんですけれども、農地の適正化の推進委員さんがいますよね。それはどういったことを、農業委員さんの下に入って活動をするのか、どういうことをするのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

議長

それについては私も細かく、詳しく説明できないので、事務局。

事務局

じゃ、私のほうからちょっと概要をご説明させていただきます。

今承認をいただいた推進委員さんにつきましては、来週の26日に委嘱式をさせていただきますして、農業委員会として委嘱を受けていただきます。受けていただいたならば、やはり担当エリア、受け持っていていただくエリアがございまして、そのエリアにつきましては、年1度、農業委員会として農地をパトロールしてもらおうですね。パトロールというか、現地を確認してもらおうですね。農地が適正に耕作されているか、または耕作されていない、荒れているかといった細かい作業を推進委員さんにさせていただいているんです。それが年1度あります。予定では8月の中旬に推進委員さんに集まっていただきまして、資料をお渡しして、主に8月、9月、10月ぐらいをめどに現地をパトロール、調査していただきます。

調査が終わりましたら調書を事務局に戻していただきまして、それをもとに資料に入力するような形になります。入力しただけではなくて、荒廃している、荒れている農地がもしあったらならば、それを農業委員会としてどうしようかというような資料、材料として使っていくわけです。近くの担い手の農業の方がもし借りてくれるならば、そういった荒れている農地を有効に活用していこうというような働きかけを、農業委員さんのみならず、推進委員さんをお願い

したいというふうなところ、それが情報提供にもなるだろうなというふうに思います。

そんな中で、昔の農業委員さんと今の農業委員さん、推進委員さんというような、役割が昔に比べて大分明確に分かれているような形にはなっている状況です。なので、今ここにいらっしゃる農業委員さんにつきましては、月1の定例会というふうな形で毎月10日を予定させてもらって、農地転用の関係だとか、そういうふうないろんなことにつきまして審議していただくような形をとっております。ですので、役割が違うということだけちょっと認識をしていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長

ただいまの事務局の説明でおわかりをいただきましたでしょうか。
ほかにどなたかご意見、ご質問等ありますでしょうか。
(「なし」の声)

閉 会

みなかみ町農業委員長森下一郎閉会を宣す。

〔午後 2時35分〕